

# みんなて来てね児童館

= 鏡石児童館 =



温かいお家のような児童館

今回は、いつもの私たちの学校シリーズをお休みし、鏡石児童館の生活風景を紹介いたします。児童館は、保護者が仕事をしており、学校が終わってから保護者といっしょにいることのできない児童のため平成8年に開設しました。現在は、約70名の児童が元気に通っています。

折り紙、一輪車・なわとび・馬等で毎日楽しく遊んでいます。体験旅行などで友情を育む児童館では、年間を通して様々な行事を行っています。昨年10月には、「ふれあいの森」で、多くの家族が参加して親子ふれあい教室を開催し、いも煮会を行いました。参加者は、薪を割ったり、火をおこしたり、飯ごうでご飯を炊くなどの作業を通して親子の絆を深めていました。また、子ども達自身の友情を深め、何についても興味を抱くようにと、体験旅行を

実施しています。夏休みには、新潟のマリニピア日本海に、冬休みには、栃木の子ども科学館へ行きました。マリニピア日本海では、イルカと触れ合うなどし、生き物の生態を観察し、子ども科学館では、館内にある展示物を見学・体験し未来の世界について創造を膨らませてきました。今後もお父さんやお母さんが安心して働けるよう、元気で楽しい児童館を目指し職員一同頑張っていきたいと思っております。

役場窓口延長業務 町民課、税務課では、毎週金曜日、午後7時1分まで窓口業務(証明書発行)を延長しています

# 町民リレー

..... 209



富美子さん(中央)とお子さんの太成くん(左)と心里ちゃん(右)

不時沼  
中 畑 富美子さん

「出身は北海道です。平成10年に鏡石町に越してきました。町は、実家のある場所に雰囲気がよく似ているのでとても落ちつきますね。」と話す中畑富美子さん。

「実家に帰るにも空港が近く交通の便もよいのでとても助かります。」とも。

子どもの頃は、春から秋にかけては鬼ごっこやかくれんぼ、雪の多い冬は、北海道らしく近所のお友達とスキーやそりで毎日遅くまで元気に遊んでいたそうです。

そんな、中畑さんの、将来の目標は、子どもが成長したら、ソーシャルワーカーなど社会に貢献できるような仕事をする事だそうです。

最後にまちづくりについて尋ねると、「町には、街灯がなく暗いところや歩道が狭い場所があるので、子どもと歩いていても安心できるように整備してほしいですね。」と話していました。

今回は、本町の三本木智香さんにリレーします。

町児童館では、昨年10月から、「ふれあいサロン」を開設しています。「ふれあいサロン」は、子育て中のお母さん方が親子で気軽に集まり、お茶を楽しみながら、子どもと遊び、子育ての悩みなどを気軽にしゃべりできる場所です。幼児とその保護者、子育てに関心のある方は誰でも利用できますので、ぜひお越しください。

# 情報

## 町育英資金奨学生募集

町では、平成16年度の育英資金奨学生を、次のとおり募集いたします。

- ◆対象者 高校生、短大学生、大学生、専修学校生
- ◆募集人員 7名程度
- ◆応募資格

鏡石町に引き続き2年以上住所を有し、成績が良く、品行方正で身体強健な方。

高等学校以上の教育を受けようとする方で、経済的な理由で就学が困難な方。

- ◆奨学金を受けられない方
- ◆貸付方法 毎月または半ごとに貸付いたします。
- ◆返還方法 卒業後、借期間の2倍の期間で返還していただきます。

## 自衛隊幹部候補生募集

防衛庁では自衛隊一般、技術幹部候補生(音楽・パイロット要員を含む)、歯科、薬剤科幹部候補生を次のとおり募集します。

- ◆募集期間 3月19日(金)
- ◆申込み・問い合わせ先 町教育課 62-3459



- ◆受付期間 4月5日(月)から5月11日(火)
- ◆1次試験日 5月22日(土)、23日(日)
- ◆受験資格 20歳以上26歳未満の者
- ◆問い合わせ先 自衛隊郡山募集事務所 024-932-1424

## 浄化槽の検査・清掃を忘れずに

浄化槽の設置者には、使用開始から6ヶ月後に行う検査と、毎年1回行う定期検査が法律で義務づけられています。

また、浄化槽の清掃(汲み取り)は年に1回以上と定められており、1年以上清掃を行っていない場合は、割増料金が加算されます。

- ◆問い合わせ先 町保健福祉課 62-2115

## 家庭用電気冷蔵庫もリサイクルに

現在、家電リサイクル法及び資源有効利用促進法により家電4製品(テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン)とノートパソコン・デスクトップ本体・ディスプレイ等については、回収・リサイクルが義務づけられています。4月からは、新たに家庭用電気冷蔵庫が加

## 鶏等を飼育している皆さんへ

山口県、大分県と京都府において、「高病原性鳥インフルエンザ」の発生が確認されました。

つきましては、本病を疑うような症状等が発生した場合に、速やかに家畜保健衛生所へ届け出てください。

なお、次の点に留意し、防疫対策を徹底するようお願いいたします。  
鶏等(あひる、うずら、七面鳥を含む)の突然の死亡や呼吸器症状等本病を疑うような症状を示す鶏等を発見した場合に速やかに家畜保健衛生所に届け出ること。  
野鳥またはその糞尿が鶏等飼育小屋内に入らないようにすること。

## 固定資産課税台帳の縦覧ができます

平成16年度の固定資産税について、4月から固定資産課税台帳の縦覧ができます。期間は4月1日から第1回納期日まで(今年度は4月30日まで)、場所は税務課窓口となっております。

縦覧できる方は基本的に所有者の方のみとなっております。詳しくは、町税務課 62-2114までお問い合わせください。